

社会福祉法人あそか会 あそか のぞみの郷デイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が運営する指定通所介護事業所及び指定日常生活支援総合事業（第1号通所事業：通所型サービス）あそか のぞみの郷デイサービス（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定め、在宅高齢者等の要介護及び要支援の状態の軽減若しくは悪化の防止又はその予防のために必要なサービスを提供し、その有する能力に応じて出来るかぎり自立した在宅生活を営むことができるよう支援し、もって高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターが実施する指定通所介護事業及び介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の運営方針を次の通り定める。

- (1) センターにおけるサービスの利用方法、方針及び実施体制等について、事前に利用者及びその家族等に対する十分な説明を行うこと。
- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）に沿い、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を総合的に踏まえた上で、通所介護計画を作成すること。
- (3) 通所介護計画は、当該事業の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画し、利用者及びその家族等に説明した上で同意を得ることとする。
- (4) 利用者の希望に沿った適切なサービス提供が行われるよう、通所介護計画の達成状況等を記録し、定期的にその評価を行うこと。
- (5) 日常生活の上で必要な介護や、心身機能の維持向上を図るための機能訓練など、通所介護計画を達成するうえで必要なサービス提供を行うこと。
- (6) 家族及び他の関係機関との綿密な連携を図ること。
- (7) 利用者の希望に沿った適切なサービス提供が行われるよう、利用期間中の生活及び健康の状態等を記録し、その内容を利用者及びその家族に報告するとともに、サービス内容に関する評価を行い、その質の向上のために必要な措置を講ずること。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	あそか のぞみの郷デイサービス
所在地	東京都荒川区西尾久1-1-12 (あそか のぞみの郷 1階)

(利用定員等)

第4条 センターの利用定員及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

利用定員	1日32人
サービス提供時間	8:45～17:00までの間で計画に基づき提供

(職員の配置及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職員の配置及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホーム施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業員及管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業員

生活相談員	1名以上（介護職と兼務）	} うち常勤1名以上
介護職員	5名以上（生活相談員と兼務）	
看護職員	1名以上（機能訓練指導員と兼務）	

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、事業に対する利用申込みに係る調整、他の従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握をするとともに、衛生管理等の業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上（看護師と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(3) その他職員

管理栄養士 1名（特別養護老人ホーム管理栄養士と兼務）

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養改善サービスの提供を行う。

2. 第1項に定めた職員の配置については、厚生省令等で定める人員に関する基準に満たすことを条件に、弾力的に運用できることとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする（祝日含む）。
但し、12月30日から1月3日までの期間を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用者の定員は、以下のとおりとする。

当通所介護事業所の利用定員 32人

(サービスの提供)

第8条 センターは、サービス計画及び利用者の希望に即し、次のサービスを提供する。また、サービスの開始に当たっては、利用者又はその家族に対して、必要な事項について説明を行わなければならない。

- (1) 日常生活の上で必要な介護に関すること。
- (2) 心身の機能の維持向上を図るための個別機能訓練及び運動機能向上に関すること。
- (3) 入浴サービスの提供に関すること。
- (4) 食事サービスの提供に関すること。
- (5) 送迎サービスの提供に関すること。
- (6) 生きがい提供、レクリエーション等のアクティビティーサービスに関すること。
- (7) 低栄養状態又はそのおそれのある利用者のための栄養改善に関すること。
- (8) 口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者のための口腔機能向上に関すること。
- (9) 日常生活における介護等への相談、助言に関すること。
- (10) その他、センターが必要と認めるサービスの提供に関すること。

(利用料金)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は荒川区要綱によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じて支払う。

2. 食費等、諸経費については、別紙料金表又は電磁的記録に掲げる費用を徴収する。

3. 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書又は電磁的記録で説明した上で、支払いに関する利用者の同意を得る。

4. 事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする

(利用資格)

第10条 当該事業を利用する者の要介護認定区分は、要支援又は要介護であること。

(サービスの中止)

第11条 天災や他の利用者等に感染の恐れのある疾患を持つなど、やむを得ない事情がある場合は、サービスの提供を中止することができることとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当該事業の実施中に、利用者の健康が悪化した場合など、緊急を要する事態が生じたときは、速やかに主治医、家族及びその他の関係機関等に連絡するなど、必要な措置を講ずることとする。

2. 当該事業の実施中に、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難誘導や関係機関への連絡等、必要な措置を講ずることとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は荒川区、北区（田端新町・昭和町）、足立区（小台）とする。

(関係機関との連携)

第14条 当該事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター・その他指定居宅サービス事業者をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めることとする。

(当該事業の利用に関する相談等への対応)

第15条 当該事業の利用希望者等に対し、具体的なサービス内容や実施体制等の情報を提供するとともに、要介護認定等の申請が行われていないときは、当該申請に関する支援を行うなど、当該事業の利用が円滑に進むよう必要な援助を行うこととする。

2. 当該事業の通常の実施地域等を勘案し、利用希望者に対する当該事業の実施が困難と思われる場合は、居宅介護支援事業者との連携等により、必要な措置を講ずることとする。
3. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から2年間保存する。

(内容及び手続きの説明及び、同意、契約)

第16条 センターの利用にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、センターが定める当運営規程等の重要事項を記した文章（重要事項説明書）を交付し、説明を行い、利用者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(事故処理)

第17条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了日から2年間保存する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(苦情処理)

第 18 条 センターは、利用者に提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するものとし、これに係る担当職員を配置し、事実関係の調査に基づき、改善の措置を講ずるとともに、利用者及びその家族に説明しなければならない。

(秘密保持)

第 19 条 利用者やその家族に関する個人情報など、業務上知り得た秘密を保持することとする。
2. センターは、従事者であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(虐待防止)

第 20 条 センターは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. センターは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 21 条 センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報保護)

第 22 条 センターは、「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護に関する基本規則」に則り、個人情報の取得、利用、開示、委託等を適切に行い、個人情報の保護を図るものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 23 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第 24 条 職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

2. 継続研修 年2回以上

(非常災害対策)

第25条 事業所は非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
総合防災訓練	年1回
避難訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第26条 センター内での食中毒や感染症の発生及び蔓延を防ぐために、衛生管理について必要な措置を講ずることとする。

2. センターの従事者に対し感染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
3. センターは、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第27条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(損害賠償)

第28条 施設は利用者に提供したサービスに関して、明らかに施設に起因する事故等により損害を与えた場合には、損害賠償を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第29条 サービス提供上、利用者に他の利用者の迷惑となる言動等又は危険が判断される場合は利用を中止する。

2. センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第30条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第31条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人あそか会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第32条 この規程は2024年9月1日より施行する。